

平成30年7月5日

保護者様

京都市立朱雀第七小学校
校長 鵜飼 洋子
(電話: 311-0307)

気象警報に伴う臨時休校の措置について

日頃から、本校教育活動にご理解・ご支援を頂きありがとうございます。

さて、本日午前1時49分に京都市域に発令されました大雨（土砂災害、浸水害）警報並びに午前7時5分に発令されました洪水警報が、午後1時現在も継続されています。

また、市内の複数の地域では、避難準備、勧告等の指示が発令されるとともに、気象庁の発表では、明日7月6日（金）にかけても、上記の気象警報が継続される見込みです。

こうした状況を踏まえ、京都市教育委員会から、この度の大雨に伴う明日6日の休校等の判断について、「暴風警報発令時」の取扱いに準じることとされましたので、本校においても、下記のとおりの措置を行います。

京都市域の気象警報について、テレビ、ラジオ、インターネット等の情報にご留意頂きますようお願いいたします。

記

1 大雨又は洪水警報

(1) 登校前にいずれかの警報が発令されている場合、当該警報が解除されるまでは登校を見合わせ、自宅待機させてください。

(2) 両方の警報が解除された場合については、以下の措置を行います。

- ①午前7時までに解除になった場合 : 平常授業
- ②午前9時までに解除になった場合 : 3校時（10時50分）から始業
- ③午前11時までに解除になった場合 : 5校時（13時45分）から始業（給食は中止）
- ④午前11時現在、警報発令中の場合 : 臨時休業

2 その他

(1) 通学路上にある河川・側溝・水路等には近づかないよう、ご家庭でも、お子様への指導をお願いいたします。

(2) 6日（金）が臨時休業になった場合を考慮し、本日、お子さまに来週の学習予定表をお配りするか、9日（月）の時間割をお伝えしております。6日が臨時休業になった時は、お知らせした内容で、9日のご準備をお願いいたします。

台風等に対する非常措置についてのお知らせ

本校では、台風等により京都市に「特別警報」（大雨、暴風などを含む6種類）または「暴風警報」が発令された場合は、以下のような措置を取りますので、テレビ・ラジオ・インターネット等の情報に注意してください。

なお、登校については、**集団登校**をお願いいたします。出発時刻につきましては、下記をご確認ください。

記

京都南部又は京都・亀岡地方に「特別警報」が発令された場合

1. 登校前に発令された場合

- (1) 「特別警報」が解除になるまでは、命を守る行動をとることを優先し、登校を見合せ、自宅で待機させてください。
- (2) 「特別警報」が解除された場合については、以下の措置を取ります。
- ① 午前0時までに解除になった場合…スキルタイム（13：45）から始業
登校は、**集団登校**で、13：15に出発してください。
- ② 午前0時現在、特別警報発令中の場合…臨時休業

2. 在校中に発令された場合

下校の安全が確認できるまで、学校に留め置くこととします。その後、気象状況・帰宅に要する時間・通学路の状況・家庭状況などに十分配慮し、帰宅させるかどうかを決定いたします。

（学校ホームページ、PTAメール配信でもお知らせします。）

※給食の実施についても開始時刻を含め状況をみて判断します。

※「集団下校」か「学校待機」かを、お子たちとしっかりご確認ください。

京都南部又は京都・亀岡地方に「暴風警報」が発令された場合

1. 登校前に発令された場合

- (1) 「暴風警報」が解除になるまでは、登校を見合せ、自宅で待機させてください。
- (2) 「暴風警報」が解除された場合は、以下の措置を取ります。
- ① 午前 7時までに解除になった場合…平常授業（給食は平常どおり）
登校は、**集団登校**で、10：20に出発してください。
- ② 午前 9時までに解除になった場合…3校時（10：50）から始業（給食は平常どおり）
登校は、**集団登校**で、10：20に出発してください。
- ③ 午前11時までに解除になった場合…スキルタイム（13：45）から始業（給食は中止）
登校は、**集団登校**で、13：15に出発してください。
- ④ 午前11時現在、警報発令中の場合…臨時休業

2. 在校中に発令された場合

上記（特別警報発令時）と同様とします。